

特定保健指導実施率向上 に関するご協力をお願い

特定保健指導は、特定健診を受診した方の中で、生活習慣病を発症するリスクが高い方に対して、生活習慣の見直しや生活習慣病を予防するための支援を行うものです。

当組合では、平成29年度より新たな取組みとして、従来の病院等で行う支援方法に加え、当組合が委託契約する機関により、直接訪問による特定保健指導を実施しています。

【平成29年度特定保健指導初回面接実績数】

特定保健指導対象者	利用案内数 (電話連絡)	面接利用数 (直接訪問)	(参考) 病院等による面接	(参考)健康イベント 等における面接
771名	215名	124名	24名	12名

平成31年度も引続き、生活習慣病の予防事業として訪問による特定保健指導を実施することいたしました。(従来通りの病院等による特定保健指導を妨げるものではありません。)

昨年度に続き、事業主様にはお手数をおかけいたしますが、以下のご協力をお願い申し上げます。

1 日程調整のお電話の取次ぎ

特定保健指導は、まず保健師や管理栄養士等の専門相談員との面接を行う必要があります、その日時を調整するために勤務先の事業所へ直接お電話によりご連絡する場合があります。
勤務中につきご迷惑かと存じますが、お取次ぎのご協力をお願いします。

2 面接場所、時間等の確保

対象となる方が事業所内での面接実施を希望された場合は、差し障りのない範囲において面接場所、時間の確保をお願いします。(面接は、勤務時間外や土日、面接場所は、自宅およびカフェ、ファミレス等でも実施可能です。)

※対象者となるご本人さまには、当組合または委託機関から別途通知いたします。
事業主さまや健康管理責任者さまから対象者さまへお伝えいただく必要はありません。

委託機関

株式会社保健支援センター
統括本社：熊本市中央区保田窪1-10-38
電話番号：0120-62-3833
U R L : <http://www.hokenshien.jp/>

国保だより
(4月号)発送

特定保健指導
対象者の抽出

対象者へ
お知らせを
発送

対象者へ
電話連絡

特定保健指導
初回面接

特定保健指導も特定健診と同様、国から目標率が求められています。(国保組合全体の目標率は30%、当組合は、平成29年度15.7%)。

職場の健康管理の一環としてご理解いただき、対象者の皆様の多くに特定保健指導を受けていただきますよう、何卒ご協力をお願い申し上げます。

特定保健指導の制度等の詳細につきましては、ホームページをご覧ください。